

被指名人 様

埼玉県地域整備事務所長 若山 宏  
(公印省略)

## 入札指名について（通知）

指名競争入札を下記により執行するに当たり、貴社が指名されたので、希望があれば埼玉県公営企業財務規程及び埼玉県企業局建設工事請負等競争入札参加者心得に従い、埼玉県公営企業標準委託契約約款、設計図書、場所等を熟知のうえ、入札して下さい。

### 記

#### 1 入札の対象

- (1) 名 称 8久喜ー42号引継図書作成業務委託
- (2) 場 所 久喜市高柳地内
- (3) 設計金額 事後公表

#### 2 入札執行に関する事項

- (1) 応札期間 令和8年10月28日（水） 9時00分から  
令和8年10月30日（金） 16時00分まで
- (2) 開札日時 令和8年11月 2日（月） 13時30分
- (3) 入札保証金 免除する。
- (4) 最低制限価格の設定 有
- (5) 設計図書の貸与（又は配布）方法

電子入札システムのうち入札情報公開システムに掲載する。

#### (6) 質問の受付及び回答

質問がある場合は、次のとおり、質問書を電子入札システムにより提出すること。

- ア 受付日 令和8年10月19日（月） 9時00分から  
令和8年10月22日（木） 15時00分まで

※質問書の題名、質問事項及び添付資料には、特定の企業名や個人名を記入しないこと。

#### イ 質問に対する回答

令和8年10月26日（月）までに電子入札システムにより掲示する。

入札参加者は、質問書の提出の有無にかかわらず、電子入札システムに掲載する質問に対する回答の全ての内容を必ず確認した上で入札に参加すること。

また、入札者から質問が無い場合でも「質問に対する回答」を利用して発注者から入札参加者へお知らせを掲示することがある。

#### (7) 注意事項

- ア 代理人をして入札させる場合は、委任状を提出すること。

- イ 入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事

業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 1者入札であるときは、入札を執行しない。

オ 初度入札において落札者がいないときは、開札日当日の午後又は翌日、電子入札システムにより再度入札を行う。

カ 再度入札は3回までとする。この場合は、電子入札システム上で案内する。

キ 再度入札に参加できる者は、初度入札に参加した者とする。ただし、初度入札において無効の入札をした者及び最低制限価格の110分の100未満の入札をした者は、再度入札に参加することができない。

ク 再度入札に参加することができる者がいないときは、再度入札を行わない。なお、再度入札のときは、1者入札であっても入札を執行する。

ケ 落札者とすべき同額の入札をした者が2人以上いるときは、電子入札システムの電子くじにより、落札者を決定する。

### 3 契約の特定条件

#### (1) 契約保証金

ア 落札者は契約金額の100分の1以上（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）の契約保証金（入札保証金を納付したときは、その差額）を納付しなければならない。

イ 次に掲げる有価証券等を担保として提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。なお、その価値は、債券金額（③にあつては、保証金額）と同額とする。

① 利付国債

② 埼玉県債

③ 銀行等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条の金融機関をいう。）又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項の保証事業会社をいう。）の保証

ウ 次のいずれかに該当する者については、契約保証金の納付を免除する。

① 保険会社との間に埼玉県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者

② 保険会社、銀行、農林中央金庫その他埼玉県公営企業管理者が指定する金融機関と埼玉県を債権者とする工事履行保証契約を締結した者

エ 契約保証金は、契約の履行後、契約者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、契約者がその責に帰すべく理由により契約上の義務を履行しないときの契約保証金は還付しない。

#### (2) 前 金 払 する。

（その金額は契約金額の30%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。）

#### (3) 履 行 期 間 契約確定の日から令和9年3月31日までとする。

### 4 その他

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者は入札に参加できない。

(2) 入札を希望しない場合には、参加しないことができる。

(3) 埼玉県企業局建設工事請負等競争入札参加者心得第5条の規定に基づき、所定の様式により入札金額見積内訳書を提出してください。

(4) 本入札は入札の執行を一般に公開することになっているので、あらかじめご承知下さい。

(5) この契約は、立会人型電子契約の電子契約による締結を予定しています。電子契約を行う場合は、契約書は紙ではなく電子データで作成し、押印に代わる電子署名とタイムスタンプが施されます。契約の締結は、電子契約事業者のクラウドを利用するため、電子メールが必要となります。立会人型電子契約の利用に係る費用負担は生じません。なお、電子契約の利用について承諾がない場合は、従来どおり紙の契約書により契約を締結します。

- 5 問い合わせ先  
埼玉県さいたま市大宮区大成町1-528-1  
埼玉県地域整備事務所 工事第二担当  
電話 048-663-6990  
メールアドレス k3341114@pref.saitama.lg.jp